

パブリックコメント案件概要

案件名：(仮称)尼崎市公文書管理条例の制定について

1. 施策の概要

公文書等の管理に関する法律(以下「法」といいます。)の趣旨を踏まえ、現在及び将来の市民への説明責任を果たすことを目的として、公文書の作成及び適正な管理を義務化するとともに、歴史資料として重要な公文書(以下「歴史的公文書」といいます。)について利用請求権等を規定した(仮称)尼崎市公文書管理条例(以下「条例」といいます。)を制定します。

2. 施策策定(見直し)に至った背景・問題点など

法第1条において、「行政の諸活動や歴史的事実の記録である公文書は、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、国民が主体的に利用し得るもの」との考えが示されています。

現在、本市においては、尼崎市文書規程等に基づき文書を管理していますが、法の趣旨及びこれに基づく国の制度を鑑みれば、文書管理の適正化が一層求められています。

また、令和2年10月に公文書館機能を有する歴史博物館の供用を開始していますが、歴史的公文書を市民が主体的に利用し得るための仕組みに係る根拠法規は未整備な状況にあります。

3. 目指す姿・対応策など

この条例は、市民の知る権利を尊重するとともに、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書等の適正な管理、歴史的公文書の適切な保存及び利用等を図り、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにすること並びに市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とします。

4. 施策の対象範囲・期間など

市民及び事業者等市政に関わる主体、市の行政機関、出資法人、指定管理者

5. 市民意向調査の概要

市ホームページにおいて、令和2年12月4日から24日までの間、意見募集を行った結果、1件の意見提出があり、意見は、尼崎市公文書管理制度審議会の調査審議にあたっての資料としました。

(意見の概要)

文書の保存期間について職員への研修の実施等による着実な運用が必要、公開対象の審査基準の策定が必要、歴史的公文書の目録のウェブ上での公表が望ましいなど

6. 施策の検討経過

(1) 素案検討過程での主な論点

令和3年2月24日に、尼崎市公文書管理制度審議会に対し、条例に盛り込むべき事項のほか、公文書の適正な管理のあり方に関し、次の事項について諮問しました。

- 1 公文書の作成及び適正な管理のあり方について
- 2 歴史的公文書の保存のあり方について
- 3 歴史的公文書を市民が主体的に利用する制度のあり方について
- 4 条例制定後の第三者機関のあり方について

調査審議後、令和3年10月18日に、当審議会から市に対して答申がなされ、市は、この答申を踏まえて、条例(骨子素案)を策定しました。

(2) 策定過程で比較検討した複数案の主な項目と反映理由

当審議会においては、尼崎市では情報公開条例の実施機関に指定管理者を含めていることを踏まえ、指定管理者の文書管理のあり方について審議されました。審議の結果、指定管理者に対して、文書の適正な管理に関し必要な措置を講ずる努力義務を規定し、併せて、市に対して、指定管理者の文書管理の適正化のための必要な施策を講ずる義務を規定することが妥当との答申がなされました。この答申の内容を、条例(骨子素案)に反映しています。

7. 今後のスケジュール

令和3年12月3日から27日まで	パブリックコメントの募集
令和4年1月下旬から2月上旬頃	パブリックコメントの募集結果公表
令和4年2月市議会定例会	条例議案提出
令和4年4月1日	条例施行予定

8. 添付資料

- ・(仮称)尼崎市公文書管理条例(骨子素案)
- ・公文書の管理に関する条例及びこれに基づく公文書管理制度のあり方について(尼崎市公文書管理制度審議会令和3年10月18日答申)

9. お問い合わせ先

総務局情報公開・統計担当 〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館1F

電話番号(TEL)06-6489-6171

ファクス(FAX)06-6489-6837

メールアドレス(Eメール)ama-bunsyokokai@city.amagasaki.hyogo.jp